

## 国立大学法人大分大学における内部質保証に関する規程

令和3年6月16日制定 全部改正  
令和3年規程第23号

国立大学法人大分大学点検評価規程（平成16年規程第4号）の全部を改正する。

### （目的）

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）における内部質保証として、教育研究活動等の現状の評価を通じて的確に把握し、その結果を活用して改善・向上の取組を行い、もって法人の基本理念及び目標並びに国立大学法人大分大学法人規則（平成18年規則第4号）第2条に規定する目的を実現し、法人の諸機能を活性化させ、教育研究水準等の一層の向上を図ることを目的とする。

### （定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「内部質保証」とは、法人が自律的な組織として、その使命や目的を実現するために、自らが行う教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について継続的に評価し、改善・向上に取り組むことをいう。
- (2) 「点検・評価」とは、法人がその目的・目標に照らして教育研究等の状況を点検し、評価することをいう。
- (3) 「職員評価」とは、法人がその目的に照らして職員個人の活動について継続的に評価することをいう。
- (4) 「部局」とは、国立大学法人大分大学部局を定める規程（平成16年規程第14号）第2条第3項第1号に規定する部局をいう。

### （内部質保証最高責任者）

第3条 法人に内部質保証最高責任者を置き、学長をもって充てる。

2 内部質保証最高責任者は、内部質保証を組織的に推進し、その総括を行う。

### （点検・評価責任者）

第4条 法人に、点検・評価責任者を置き、学長が指名する理事又は副学長をもって充てる。

2 点検・評価責任者は、教育研究等の点検・評価に係る業務を総括する。

### （改善・向上責任者）

第5条 法人に、改善・向上責任者を置き、学長が指名する理事又は副学長をもって充てる。

2 改善・向上責任者は、点検・評価を踏まえた教育研究等の改善・向上に係る業務を総括する。

### （内部質保証に係る審議及び組織）

第6条 学長が必要と認めるときは、内部質保証に係る事項について評価委員会で審議するものとする。

2 学長は、内部質保証のための点検・評価の実施に係る組織（以下「点検・評価実施組織」という。）を置くものとする。

3 点検・評価実施組織に関し必要な事項は、別に定める。

### （点検・評価の対象分野）

第7条 点検・評価は、法人及び部局における教育、研究、社会貢献、管理運営及び診療の各分野の活動を対象とする。

### （点検・評価の種類）

第8条 点検・評価は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第1項の規定により、法人が自ら

実施する点検・評価

- (2) 学校教育法第109条第2項及び第3項の規定により、認証評価機関による認証評価を受けるために実施する点検・評価
- (3) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第31条の2の規定により、国立大学法人評価委員会による評価を受けるために実施する点検・評価
- (4) 国立大学法人法第31条の3の規定により、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う評価を受けるために実施する点検・評価
- (5) 外部評価又は第三者評価を受けるために実施する点検・評価
- (6) 部局ごとの活動の状況について、各部局が独自に実施する点検・評価

（点検・評価の遵守事項）

第9条 点検・評価の実施に係る遵守事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 教育研究の自由を保障し、個人のプライバシーを尊重すること。
- (2) 信頼できる根拠データに裏付けられた点検・評価とすること。
- (3) 説明責任を含む社会的責任を果たすことができる点検・評価とすること。
- (4) 関係者の意見を聴取し、公正が確保された点検・評価とすること。

（点検・評価結果の報告及び公表）

第10条 点検・評価実施組織は、実施した点検・評価の結果を評価委員会に報告するものとする。

- 2 評価委員会は、前項により点検・評価実施組織から報告のあった点検・評価の結果を、学長に報告しなければならない。
- 3 学長は、点検・評価の結果を公表し、その結果について広く意見を聴くものとする。

（点検・評価結果に基づく改善）

第11条 点検・評価の実施により改善すべき事項があると認めるときは、改善・向上責任者が、教育研究等の改善を行うものとする。

- 2 学長が必要と認めるときは、前条第3項の意見を踏まえ、改善・向上責任者に教育研究等の改善の指示を行い、改善・向上責任者は、その改善を行うものとする。
- 3 改善・向上責任者は、前二項により改善を行ったときは、改善の状況を評価委員会に報告するものとする。
- 4 評価委員会は、前項により報告を受けたときは、その改善の状況について学長に報告しなければならない。

（職員評価）

第12条 法人は、国立大学法人大分大学法人規則（平成18年規則第4号）第4条第2項に規定する職員ごとの活動の状況について、職員評価を実施する。

- 2 職員評価の実施に当たり、第9条各号の規定を準用する。
- 3 前二項に定めるもののほか、職員評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（事務）

第13条 内部質保証に関する事務（職員評価に関するものを除く。）は、総務部企画課において処理する。

- 2 職員評価に関する事務は、総務部人事課において処理する。

（雑則）

第14条 この規程に定めるもののほか、内部質保証に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年6月16日から施行する。